

毒劇法に基づく容器等への表示及び情報提供について

毒物及び劇物取締法について

- 毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的としています。
- 具体的には、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売又は授与（譲渡）の際の手続、盗難・紛失・漏洩等防止の対策、運搬・廃棄時の基準等を定めており、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないように規制を行っています。
- 毒物及び劇物取締法 Q & A
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/situmon/qa.pdf>

毒劇法における容器等への表示及び情報提供の義務

- 毒劇法における毒物又は劇物に該当する場合、容器・被包への表示、その毒劇物の情報（SDS）の提供が義務となります。毒物・劇物に関わる以下の方々を対象となります。
 - ◇ 毒物劇物の製造、輸入、販売又は授与を行う方（製造業者、輸入業者、販売業者）
主な対象：化学品の製造業者、輸入業者、販売店、小売店の方
※製造・輸入については、販売又は授与の目的での製造・輸入に限ります。
 - ◇ 毒物劇物を使用される方（業務上取扱者）
主な対象：試験研究機関、特定の農薬を使用する農業団体の方
- なお、以下に該当する場合、SDS提供の義務はありません（容器等への表示義務はあります）。
 - ◇ 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合
 - ◇ 毒物及び劇物取締法施行令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

毒物・劇物とは

- 毒劇法における毒物・劇物は、以下に記載されています。
毒物：毒劇法別表第1、毒物及び劇物指定令（以下「指定令」という。）第1条に記載されている物質
劇物：毒劇法別表第2、指定令第2条に記載されている物質
- 毒劇法別表や指定令には、毒物・劇物が以下のように記載されています。
 1. 物質名のみ記載されている場合
例) キシレン
→ 化学的純品（毒劇法においては「原体」という。いわゆる100%の物質）のみ対象となる。
例えば、キシレン50%を含有する製剤は、毒劇法の対象外となる。
 2. 「〇〇を含有する製剤」と記載されている場合（以下の3、4の場合を除く）
例) クロルピクリンを含有する製剤
→ クロルピクリンがどのような濃度であっても、毒劇法の対象となる。
ただし、不純物（意図的に添加していないもの）は除く。
 3. 「〇〇を含有する製剤。ただし、△%以下を含有するものを除く」と記載されている場合
例) 水酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
→ 5%以下の水酸化ナトリウム製剤については、対象外となる。
 4. 物質名の後ろに、「ただし、次に掲げるものを除く。」と記載されている場合
例) 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 四酸化三鉛 ロ ヒドロオキシ炭酸鉛 ハ 硫酸鉛
→ イ～ハに掲げている除外品目に該当すれば、対象外となる。

毒物劇物の原体・製剤と該当性について

毒物・劇物の原体、製剤とは

- 原体とは、原則として製剤化していない化学的純品を指すものですが、そのうち次のものについても、製剤ではなく原体とみなされます。
 - (1) 原体に着色、着香、当該毒物又は劇物の安定又は危害の防止の目的で純度に影響がない程度に他の化学物質の添加を行ったもの
 - (2) 原体に物理的な加工(粉碎、造粒、打錠、結晶化等)のみを行ったもの
 - (3) 原体に製造過程等に由来する不純物を含むもの
- また、工業用トルエンや工業用キシレンのように、日本工業規格にて規格が定められている場合は、その規格に合致するものも、それぞれの原体とみなします。
- 一方で、概ね、以下の概念を満たすものを「製剤」とみなしています。
指定令において「○○を含有する製剤」と規定されている場合は、製剤が毒物・劇物に該当します。

【製剤】

- (1) 薬剤又はこれに類するもので、物質的機能を利用するもの
- (2) 希釈、混合、粉碎、ろ過等を含む調整行為が加えられたもの
- (3) 当該成分を利用する意図をもって調整されたもの

これに対し、以下のものは一般には当該成分の「製剤」とはみなしません。

【製剤ではないもの】

- (1) 器具、機器、用具といった概念でとらえられるもの※1
- (2) 使用済みの廃液等、廃棄されたもの※2
- (3) 毒物又は劇物を不純物として含有しているもの

※1 器具、機器、用具といった概念でとらえられるもの例について

製剤に当たらない例：水銀体温計、自動車用バッテリー、劇物たる塗料で塗装された器具、機器類

製剤に当たる例：自動車用バッテリーに同梱された希硫酸のボトル、防虫目的で劇物を含ませた果実袋
通常の使用において、使用者が毒物又は劇物に直接ばく露しないようなものは、概ね器具、機器、用具に当たり製剤とはみなしませんが、判断がつかない場合は、お問い合わせください。

※2 使用済みの廃液等、廃棄されたものの例について

製剤に当たらない例：社会的有用性・価値を失っており廃棄されたもの

製剤に当たる例：有価物として譲渡譲受されるもの、リサイクル原料となるもの、何らかの物質的機能を期待して譲渡譲受されるもの、金を抽出する目的で引き取られるシアン化金カリウム廃液等

毒物・劇物に該当しているかどうか調べる

お持ちの化学品が毒劇物に該当しているかどうか、お調べするに当たっては事前に準備いただくことが必要になります。

まずは、①製品中に含有する各化学物質の名称、②①のそれぞれの濃度、①のそれぞれのCAS番号について、SDSあるいは提供元に問い合わせでご確認ください。

ご準備いただきましたら、物質名又はCAS番号で毒物及び劇物を検索できる以下のデータベースを、ご利用ください。

ただし、必ずしも全ての毒物劇物を検索できるわけではないので、法令も併せてご確認ください。

(国立医薬品食品衛生研究所 毒物劇物の検索)

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugekisearch.html>

(製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム)

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

また、申請者用システムをお使いのパソコンにインストールすることにより、検索を行うこともできます。(ご使用に当たり、必要とされる性能やソフトウェアがあります。詳しくは下記URLの情報をご確認ください。)

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/denshi/shinsei.html>

上記により判断がつかない場合は、厚生労働省又は営業所等の所在する都道府県等自治体までお問い合わせください。

毒劇法に基づく容器・被包への表示について

ラベルの記載について、JIS Z 7253 との比較

- 毒劇法においては、毒物又は劇物の容器及び被包について、表示する事項を定めています。
- 毒劇法において義務づけられているラベルの記載事項と、JISにおいて規定されているラベルの記載事項については、以下をご参照ください。
- なお、毒劇法以外に、化管法や安衛法の規制にもなっている物質につきましては、別途その法令ページをご確認ください。

※参考：

「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）」（平成24年3月26日通知、薬食化発0326第1号）

毒物及び劇物取締法	JIS Z 7253
—	危険有害性を表す絵表示
—	注意喚起語
—	危険有害性情報
—	注意書き
毒物又は劇物の名称 (法第12条第2項第1号)	化学品の名称
毒物又は劇物の成分 (法第12条第2項第2号)	
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地） (規則第11条の6第1号)	供給者を特定する情報
「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示 (法第12条第1項、第3項)	その他国内法令によって表示が求められる事項
毒物又は劇物の含量 (法第12条第2項第2号)	
厚生労働省令で定める毒物及び劇物について、その解毒剤の名称など (規則第11条の5、規則第11条の6第2号から第4号)	

(補足)

1. 毒物又は劇物の「名称」について

- ・名称の記載については、毒物・劇物の化学名を記載してください。
- ・商品名のあるときはその名称も併せて記載することが望ましいです。

2. 毒物又は劇物の「成分」について

- ・成分の記載については、法定名又は化学物質を特定できる名称とします。
- ・原則として、品目特定の観点から、法定名において、例えば、「無機シアン化合物」のように包括的に毒物又は劇物に指定されているものは、「シアン化カルシウム」のように化学物質を特定できる名称を記載するものとします。

3. 「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示について

- ・毒物・劇物については、①「医薬用外」の文字、及び②毒物については赤地に白字をもって「毒物」の文字、劇物については、白地に赤字をもって「劇物の文字」の記載が必要となります。

毒劇法に基づく情報提供について

SDSの記載について、JIS Z 7253との比較

- 毒劇法においては、毒物または劇物を販売又は授与する場合、その毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならないと定められています。
- 毒劇法において義務づけられているSDSの記載事項と、JISにおいて規定されているSDSの記載事項については、以下をご参照ください。
- なお、毒劇法以外に、化管法や安衛法の規制にもなっている物質につきましては、別途その法令ページをご確認ください。

※参考：

「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）」（平成24年3月26日通知、薬食化発0326第1号）

毒物及び劇物取締法	JIS Z 7253
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名(名称)及び住所(所在地) (規則第13条の12第1号)	化学品及び会社情報
—	危険有害性の要約
名称並びに成分及びその含量 (規則第13条の12第3号)	組成及び成分情報
応急措置 (規則第13条の12第4号)	応急措置
火災時の措置 (規則第13条の12第5号)	火災時の措置
漏出時の措置 (規則第13条の12第6号)	漏出時の措置
取扱い及び保管上の注意 (規則第13条の12第7号)	取扱い及び保管上の注意
暴露の防止及び保護のための措置 (規則第13条の12第8号)	ばく露防止及び保護措置
物理的及び化学的性質 (規則第13条の12第9号)	物理的及び化学的性質
安定性及び反応性 (規則第13条の12第10号)	安定性及び反応性
毒性に関する情報 (規則第13条の12第11号)	有害性情報
—	環境影響情報
廃棄上の注意 (規則第13条の12第12号)	廃棄上の注意
輸送上の注意 (規則第13条の12第13号)	輸送上の注意
毒物又は劇物の別 (規則第13条の12第2号)	—
—	適用法令
—	その他の情報

毒劇法法令等(1)

毒物及び劇物取締法（抄）

（毒物又は劇物の表示）

第十二条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければならない。毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。

- 一 毒物又は劇物の名称
- 二 毒物又は劇物の成分及びその含量
- 三 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
- 四 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

第二十二條 政令で定める事業を行う者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなつた日から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。）に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目
- 三 事業場の所在地
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

2、3 略

4 第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十五条の三、第十六条の二、第十七条第二項から第五項まで並びに第十九条第三項及び第六項の規定は、第一項に規定する者（第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第七条第三項中「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）」と、第十五条の三中「毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗」とあるのは「第二十二條第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を含む。）の事業場」と、「とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三條の三」とあるのは「。第十七条第二項及び第十九条第三項」と、「又は特定毒物研究者の行う」とあるのは「の行う」と読み替えるものとする。

5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十六条の二並びに第十七条第二項から第五項までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十二條第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）」と読み替えるものとする。

以下 略

毒物及び劇物取締法施行令（抄）

第四十條の九 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時まで、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。ただし、当該毒物劇物営業者により、当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

2 毒物劇物営業者は、前項の規定により提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該譲受人に対し、変更後の当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、特定毒物研究者が製造した特定毒物を譲り渡す場合について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者による毒物又は劇物の譲受人に対する情報の提供に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

毒劇法法令等(2)

毒物及び劇物取締法施行規則（抄）

（解毒剤に関する表示）

第十一条の五 法第十二条第二項第三号に規定する毒物及び劇物は、有機燐化合物及びこれを含有する製剤たる毒物及び劇物とし、同号に規定するその解毒剤は、ニープリジリアルドキシムメチオサイド（別名PAM）の製剤及び硫酸アトロピンの製剤とする。

（取扱及び使用上特に必要な表示事項）

第十一条の六 法第十二条第二項第四号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、左の通りとする。

- 一 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗剤で液体状のものに限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる事項
 - イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
 - ロ 使用の際、手足や皮膚、特に眼にかからないように注意しなければならない旨
 - ハ 眼に入った場合は、直ちに流水でよく洗い、医師の診断を受けるべき旨
- 三 毒物及び劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入したジメチル－二・ニージクロルビニルホスフェイト（別名DDVP）を含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る。）を販売し、又は授与するときは次に掲げる事項
 - イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
 - ロ 使用前直前に開封し、包装紙等は直ちに処分すべき旨
 - ハ 居間等人が常時居住する室内では使用してはならない旨
 - ニ 皮膚に触れた場合には、石けんを使つてよく洗うべき旨
- 四 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに毒物劇物取扱責任者の氏名

（毒物劇物営業者等による情報の提供）

第十三条の十 令第四十条の九第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合

二 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合
第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。

一 文書の交付

二 磁気ディスクの交付その他の方法であつて、当該方法により情報を提供することについて譲受人が承諾したもの

第十三条の十二 令第四十条の九第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする。

- 一 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 毒物又は劇物の別
- 三 名称並びに成分及びその含量
- 四 応急措置
- 五 火災時の措置
- 六 漏出時の措置
- 七 取扱い及び保管上の注意
- 八 暴露の防止及び保護のための措置
- 九 物理的及び化学的性質
- 十 安定性及び反応性
- 十一 毒性に関する情報
- 十二 廃棄上の注意
- 十三 輸送上の注意

（令第四十一条第三号に規定する内容積）

第十三条の十三 令第四十一条第三号に規定する厚生労働省令で定める量は、四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合の容器にあつては二百リットルとし、それ以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器にあつては千リットルとする。

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

■ 経済産業省 製造産業局化学物質管理課

[化管法に関するHP]

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

TEL : 03-3501-0080

FAX : 03-3580-6347

[化管法に基づく情報提供に関するお問い合わせ]

E-mail : sds-meyasubako@meti.go.jp

労働安全衛生法(安衛法)

■ 厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

TEL : 03-5253-1111 (代)

FAX : 03-3502-1598

毒物及び劇物取締法(毒劇法)

■ 厚生労働省 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

[毒物劇物の安全対策]

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

TEL : 03-5253-1111 (代)

FAX : 03-3593-8913

関連機関

■ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

<http://www.nite.go.jp>

■ United Nations Economic Commission for Europe(UNECE)

http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs_welcom_e.html